

ドイツ連邦共和国

| | | | | |
|--|---|---------|----|-------------|
| 国の概要 (外務省 HP より) | 面積 357,000 km ² | | | |
| | 人口 約 8,315 万人 (2019 年 9 月, 独連邦統計庁) | | | |
| | 首都 ベルリン | | | |
| 教育行政組織 | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>連邦教育研究省</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>16 州 : 州文部省</td> </tr> </table> | 国 | 連邦教育研究省 | 地方 | 16 州 : 州文部省 |
| 国 | 連邦教育研究省 | | | |
| 地方 | 16 州 : 州文部省 | | | |
| 教育課程基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育スタンダード (各州文部大臣会議) : 初等段階・ハウプトシューレ修了証・中級修了証・一般的大学入学資格の主要教科 ・学習指導要領 (州文部省) | | | |
| 教科書制度 | | | | |
| 教科書の定義 | 統一的な定義はない。法令 (教科書認可規程など) で定義している州がある。 | | | |
| 発行主体 | 民間の教科書会社 (70 数社) が発行している。 | | | |
| 国定, 検定, 認定などの制度 | 教材の認可を行っている州 (12 州) と, 行っていない州 (4 州) がある。認可の方式として, 検定と簡略化された方式 (認可の条件を満たしていることなどの申告に基づき認可) とがあり, 学校種, 教科によりどちらの方式によるかを, 州文部省, 州立教育研究所が決定している。 | | | |
| 採択・選定などの制度 | 教材認可が行われている州では, 州文部省により教科書リストが作成されており, そのリストの中から各学校が教科書を採択する。教材の認可が行われていない州では, 教科書リストが作成されておらず, 各学校が直接, 使用する教科書を採択する。 | | | |
| 使用義務の有無 | 使用義務について, 法令等で直接的に規定していないが, 各州の省令等において教科書の使用に関する規定がみられる。 | | | |
| 有償・無償 | 無償貸与の州, 学年により無償貸与と有償の州, 有償貸与の州, 有償の州などがある。 | | | |
| 給与・貸与 | | | | |
| 教科書の特色 | 特定の州向けの教科書が発行されている場合がある。貸与制をとる州が多いことから, ハードカバーなど, 数年間の使用に耐える教科書となっている。 | | | |
| デジタル教科書の状況 | 出版社により紙媒体の教科書に諸機能を加えて作成されているデジタル教科書, 大学や研究所により開発・試行されているデジタル教科書, オープン教育リソース (OER) 形式の教科書がある。 | | | |